

富士宮市地域公共交通活性化再生会議規約

(名称)

第1条 本会は、富士宮市地域公共交通活性化再生会議（以下「再生会議」という。）と称し、事務局を富士宮市市民部市民生活課交通対策室内に置く。

(目的)

第2条 再生会議は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、富士宮市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、富士宮市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 再生会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事項の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、再生会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 再生会議の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般社団法人静岡県バス協会の代表者
- (3) 商業組合静岡県タクシー協会富士支部の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者に雇用されている者が組織する団体の代表者
- (5) 富士宮市区長会の代表者
- (6) 富士宮市区長会芝川支部の代表者
- (7) ふじさんシニアクラブ富士宮の代表者

- (8) ふじさんシニアクラブ富士宮芝川支部の代表者
 - (9) 富士宮市地域女性連絡会の代表者
 - (10) 富士宮商工会議所の代表者
 - (11) 富士宮市校長会の代表者
 - (12) 学識経験者
 - (13) 中部運輸局静岡運輸支局長が指名する者
 - (14) 富士宮市内の国道を管理する者
 - (15) 富士宮警察署長が指名する者
 - (16) 静岡県知事が指名する者
 - (17) 富士宮市内の県道を管理する者
 - (18) 富士宮市副市長（富士宮市内の市道を管理する者を兼ねる）
 - (19) 前各号に掲げる者のほか、再生会議が特に必要と認めた者
- （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条の身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員の再任は、妨げない。

（役員）

第6条 再生会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 監事 2人

2 会長は、富士宮市副市長をもって充て、再生会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 監事は、再生会議の委員の互選とする。

5 監事は、再生会議の会計を監査し、その結果を再生会議に報告しなければならない。

（会議）

第7条 会長は再生会議を招集し、会議の議長となる。

2 再生会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。

4 前項により難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は書面表決できるものとする。

(報酬等)

第8条 委員(第4条第1項第13号から第18号までの委員を除く。)の報酬及びその支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年富士宮市条例第12号)中専門委員の規定を準用する。

(会議の公開)

第9条 再生会議は、公開とする。ただし、議長又は委員の半数以上が必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(議決事項)

第10条 次に掲げる事項は、再生会議において議決を得なければならない。

- (1) 事業計画及び歳入歳出予算
- (2) 事業報告及び歳入歳出決算
- (3) 本規約の改廃
- (4) 地域公共交通計画の作成に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る実証実験に関する事項
- (6) その他地域公共交通に関する重要な事項

(報告事項)

第11条 次に掲げる事項は、再生会議において報告するものとする。

- (1) 路線の名称変更
- (2) バス停の名称変更
- (3) 時刻表の変更
- (4) バス停の新設・廃止・移動

(事業年度)

第12条 再生会議の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(経費)

第13条 再生会議の経費は、負担金、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 再生会議が、第3条第3号から第5号までに掲げる事項について実施する事業の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、再生会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 59 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日から施行する。